

陳情第172号	受理年月日	令和2年4月27日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	置き配の推進に向けた取り組みを求める意見書の提出について	
<p>要 旨</p> <p>新型コロナウイルスのまん延は、我が国を含む世界に甚大な影響をもたらしている。その中で特に顕著なのは、そのウイルスが飛まつ感染などによって感染することである。</p> <p>中国の武漢市においては、飛まつ感染を防止するため、都市の交通を遮断し、ネットスーパーによる置き配が行われたとの報道がなされた。一方、置き配を狙った盗難やいたずらが起こる可能性もある。</p> <p>ついては、下記のとおり、国に対し、意見書を提出していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 置き配を適切に推進し、それに関する法を制定すること。 2 置き配を利用する場合は、玄関前などに置き配用のボックスを設置するよう、利用者に要請すること。 3 置き配を含む配送を行う業者は、就労の直前に衛生管理について実施、点検を行うこと。特に出勤前は健康チェックを行い、発熱など健康管理や衛生管理に責任を持つこと。発熱（解熱剤の使用を含む）がある場合は休業させ、契約によっては、可能な限り休業に対する手当を支給すること。 4 置き配の配送時は、商品の破損対策のため、なるべく配達終了時の状況がわかるよう、必要最低限度の範囲で撮影し、過剰な撮影は慎むこと。 		